

CEFRの増補版計画について

CEFRが刊行されて16年が経過した。CEFRをめぐる社会的政治的環境は2001年の刊行以来、大幅に変化し、またヨーロッパを越えて予期せぬほどのインパクトを持ったことから、欧州評議会はCEFR増補版刊行に向けて、2種類の文書資料を公開し準備を進めている¹⁾。

ひとつはcan doリストの作成者であるBrian Northなどを中心とするNorth (2016a, 2016b)で、CEFR (2001)が取り上げていない例示的能力記述文の拡充をめざしている。これは、A1レベルの精緻化、プレA1の設定、Cレベルに関するcan doリストや、これまでヨーロッパ諸国で作成された『ヨーロッパ言語ポートフォリオ』にもとづく小中学生向けのcan doリストの編集、さらに2001年の段階では十分に実現していなかったネット上のインタラクションに関する能力記述文や、CEFRが言及するものの整備されていなかった媒介能力や複言語・複文化能力に関する能力記述文、文学作品などの評価を伝える能力記述文を収録するもので、コミュニケーションのための外国語教育を網羅的にとらえている。

増補改訂における重要な新機軸は媒介機能に関する能力記述文の作成である。CEFR (2001)は媒介能力に言及するものの(4.4.4.)、口頭あるいは書記テキストの処理に必要な翻訳や通訳、要約、言い換えなど対話者間の仲介の役割と規定し、例示的能力記述文を提示することもない。North (2016a)

はこの欠落点を解消発展し、意味の構築や伝達といった認知機能ならびに関係性の媒介機能、ならびにそれらに対応する方略も開発し、5技能に匹敵する言語コミュニケーションの正当な地位を媒介機能に与えている。

CEFR (2001)は複言語・複文化主義を唱道し、複言語・複文化能力について言及するものの、能力記述文としては展開していなかった。そこでNorth (2016a)は6段階ではないものの、基礎、自立、熟達の3レベルの能力記述文を開発し、CEFRが複言語・複文化主義のツールであることを明確に主張している。

ところで媒介能力と複言語・複文化能力が実効性を持つようになったのは今世紀に顕在化してきた移民の社会統合と不可分の関係にある。欧州諸国は移民の入国や国籍取得と言語能力を連動させるようになり、移民の言語能力はCEFRの共通参照レベルで指標化されるようになった。そこでCEFRは当初の外国語教育に加えて第2言語教育の統合も狙い、移民に必要な媒介機能や移民が獲得しうる複言語・複文化能力の評価を積極的に進めている。移民はホスト国に居住するために複言語・複文化能力を持つ必要がある。

一方、もうひとつの文書Coste (2015)は、媒介の機能を言語教育から学校教育全体へと拡大し、移民や外国人を包摂するための教育という観点からこの機能を深化させ、能力記述文や共通参照レベルを提唱するのではなく、移動(モビリティ)と他者性をキーワードとしてCEFRを教育学の枠組みに位置づけなおすための教育

哲学を提示している。ここでの移動とは留学といった従来のモビリティにとどまるものではなく、転職や転校、進級、進学、さらにはネット上のヴァーチャルな移動にも展開するもので、社会や学校のそれぞれの異なる場において出会う他者との関係を問いかけている。

この増補計画の一方で、CEFRに対する新たな懸念もある。CEFRは外国語教育の支援のための参照枠として構想されたもので、これが唯一の言語教育モデルであるとは主張していない、ところがCEFR増補版がより網羅的な評価体系を提供し、言語教育を支配することになれば、この教育資材は言語教育を多様化するどころか、画一化してしまう恐れがある。またCEFRがこれまでもまして、移民の移動を規制する道具となることは望ましいのか。実際、そのような懸念を伝える声明がフランスの3つの学会から提出されている。CEFRは外国語教育学の多様性と標準化という課題を突きつけている。

- 1) 2017年9月に増補版(英語暫定版)が公開された。フランス語版は2017年末に公開の予定。

(京都大学教授 西山教行)

* * *

《FORUM》欄 投稿募集

- ・英語・英語教育に関するご論考ならテーマは自由です。15字×53～133行でp.104の住所/アドレスまでお寄せください。
- ・採用分には薄謝を進呈します。なお、採否についてのご連絡は省略させていただきます。ご了承ください。